糸満市開発行為に関する指導要綱

協議申請書（添付）書類一覧

（ 1 ）　開発行為協議申請書 （様式第2号・第6条関係）

（ 2 ）　事業計画書 （様式第3号）

（ 3 ）　委任状 （様式第4号）

（ 4 ）　開発区域の土地一覧 （様式指定）

（ 5 ）　登記簿謄本・公図　(写し可)

※申込みの日から直近3ヶ月以内のもの。

（ 6 ）　現場写真 （カラー）

（ 7 ）　位置図 （縮尺：1／5,000～1／10,000）

※申請地の位置、到達ルートが識別できる図面であること。

（ 8 ）　計画平面図 （縮尺：1／500～1／1,000）

（ 9 ）　縦断図、横断図

（ 10 ）　同意書(土地所有者、隣接地所有者、自治会)(様式指定)

（ 11 ）　市長が必要と認める書類

※必要に応じて雨水排水流域区分図等の提出を求める場合があります。

※開発行為協議申請書の提出後、開発行為に関連する法令手続及び関連する部署と協議を行い、その結果が分かる資料を追加提出して頂く必要があります。